

秋田県看護職員修学資金貸与制度の概要

1 貸与の目的

看護師等学校養成所に在学する者で、将来県内の特定施設等において看護職員の業務に従事しようとする者に対して修学資金を貸与することにより、これらの者の修学を容易にするとともに、県内の看護職員の充足を図ることを目的とします。

2 特定施設等

本制度では次の施設を**特定施設等**としています。

- ① 一般の診療所
- ② 病床数200床未満の病院（地方独立行政法人秋田県立病院機構又は地方独立行政法人秋田県立療育機構が設置したもの以外）
- ③ 精神病院（精神病床が8割以上を占める病院）
- ④ 老人病院（平成12年改正前の医療法による特例許可老人病院）
- ⑤ 独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関
- ⑥ 介護老人保健施設
- ⑦ 介護医療院
- ⑧ 訪問看護事業所（他の県内の特定施設等において3年以上の業務従事経験がある者に限る。）
- ⑨ 地域保健法第24条第2項第1号に規定する特定町村

※ 助産師として就業する場合は、地方独立行政法人秋田県立病院機構又は地方独立行政法人秋田県立療育機構が設置した病院を除く全ての病院が返還免除対象となります。

3 貸与の対象者

看護職員を養成する大学、短期大学又は専修学校等に在学する学生で、卒業後直ちに秋田県内の特定施設等で看護職員の業務に従事しようとする意思を有する方（⑧については、他の県内の特定施設等において3年以上業務に従事した経験がある者に限る。）が対象となります。

4 貸与月額

大 学 院 生	（国 内）	83,000円	（国外）	200,000円
保健師、助産師、看護師の養成施設生	（国公立）	32,000円	（私立）	36,000円
准 看 護 師 の 養 成 施 設 生	（国公立）	15,000円	（私立）	21,000円

5 貸与期間・貸与方法

貸与契約書に定められた月から在学する養成施設を通常卒業する月まで、毎月、本人が指定する金融機関口座へ振り込みます。

6 連帯保証人

- （1）修学資金の貸与を受けようとする方は、連帯保証人を1人立てなければなりません。
- （2）連帯保証人は、修学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負うこととなります。

7 貸与契約の解除及び貸与の休止、保留等

(1) 次のいずれかに該当したときは、契約を解除します。

- ① 退学したとき。
- ② 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- ③ 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- ④ 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- ⑤ その他修学資金貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき。

(2) 休学し、又は停学の処分を受けたときは、その期間修学資金の貸与は休止します。

8 返還

次のいずれかに該当したときは、その事実が生じた時から起算して、貸与を受けた期間に相当する期間内に、月賦又は最長半年賦の均等方式により返還しなければなりません。

- (1) 7の(1)により貸与契約が解除されたとき。
- (2) 養成施設を卒業した日から1年6ヶ月以内に免許を取得しなかったとき。
- (3) 免許取得後直ちに県内の特定施設等で業務に従事しなかったとき。
- (4) 県内の特定施設等において業務に従事したが、返還の債務が免除される前に、県内の特定施設等において業務に従事しなくなったとき。

9 返還の猶予

次のいずれかに該当するときは、返還の債務の履行を猶予します。

- (1) 7の(1)により貸与契約が解除された後も、引き続き当該養成施設に在学しているとき。
- (2) 当該養成施設卒業後さらに他種の養成施設において修学しているとき。
- (3) 県内の特定施設等において業務に従事しているとき。
- (4) 災害疾病その他やむを得ない事由があるとき。

10 返還の免除

- (1) 養成施設を卒業した日から1年6ヶ月以内に免許を取得し、直ちに特定施設等(2の⑧については、県内の特定施設等において3年以上業務に従事した経験がある方に限る。)に就業し引き続き5年間業務に従事したときは、返還の債務の全部を免除します。

ただし、大学院修士課程修了者の場合は、県内施設等が免除対象となります(2の⑧については、3年以上業務に従事した経験がある者に限る。)

- (2) 次のいずれかに該当したときは、申請に基づき貸与した修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除する場合があります。

- ① 死亡又は心身の故障により、業務を継続することができなくなったとき。
- ② 修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間(2年に満たないときは2年とする。)以上県内の特定施設において業務に従事したとき。